

第4期 鴻巣市教育振興基本計画



令和7年3月
鴻巣市教育委員会

目 次

I	はじめに.....	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付けや鴻巣市総合振興計画との関連.....	2
3	計画期間.....	2
II	鴻巣市教育行政の基本方針.....	3
III	施策の展開.....	4
1	確かな学力の育成.....	4
(1)	一人一人の学力を伸ばす教育の推進.....	4
(2)	新しい時代に求められる資質・能力の育成.....	6
(3)	伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進.....	9
2	豊かな心の育成.....	11
(1)	豊かな心を育む教育の推進.....	11
(2)	いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実.....	14
(3)	人権を尊重した教育の推進.....	16
3	健やかな体の育成.....	18
(1)	健康の保持増進.....	18
(2)	体力の向上と学校体育活動の推進.....	20
4	自立する力の育成.....	22
(1)	キャリア教育・職業教育の推進.....	22
(2)	主体的に社会の形成に参画する力の育成.....	24

5	多様なニーズに対応した教育の推進.....	25
	(1) 特別支援教育の推進.....	25
	(2) 不登校児童生徒への支援.....	28
	(3) 一人一人の状況に応じた支援.....	30
6	質の高い学校教育の推進.....	32
	(1) 教育研究活動の推進.....	32
	(2) 教職員の資質・能力の向上.....	34
	(3) 学習環境の整備・充実.....	37
	(4) 小・中学校の適正規模及び適正配置の推進.....	39
7	学校・家庭・地域の教育力の向上.....	40
	(1) 地域と連携・協働した教育の推進.....	40
	(2) 家庭教育支援体制の充実.....	43
8	生涯学習とスポーツの振興.....	44
	(1) 生涯を通じた多様な学習活動の振興.....	44
	(2) 文化芸術の振興と伝統文化の継承.....	46
	(3) 地域スポーツの振興.....	47
IV	計画の推進に向けた体制.....	50
V	進捗状況の点検及び計画の見直し.....	50
	〈第4期鴻巣市教育振興基本計画〉基本事業の成果指標.....	51

Ⅰ はじめに

1 計画策定の趣旨

本市では平成 22 年 3 月の「鴻巣市教育振興基本計画」の策定以来、平成 27 年 3 月、令和 2 年 3 月の改定を経て、「『縦の接続』と『横の連携』を重視したつながりのある教育施策の展開」を教育ビジョンとして、本市教育の振興に取り組んできました。

これからの変化の激しい社会を生き抜くため、教育には基礎的・基本的な力とともに、予測できない変化への対応力や主体的に社会に関わる積極性、新たな価値観を生み出す想像力などを育むことが求められています。

これまで、個に応じた指導の充実を図るための「いきいき先生」の配置をはじめとしたきめ細かな指導の充実、グローバル化に対応する教育の推進を図る「外国語指導助手（ALT）」の充実や外国語活動・外国語教育の高度化の推進など、本市独自の取組を実施してきたところです。近年では、児童生徒の学習者用端末を整備し、効果的・積極的な活用等により、児童生徒の可能性をより引き出すための「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目指しています。

また、「人生 100 年時代」を見据え、長寿社会における生涯学習、生涯スポーツの役割も一層重要になっています。

こうした中で「第 3 期鴻巣市教育振興基本計画」が令和 6 年度末に終了することから、令和 7 年度を計画初年度とした、今後 5 年間の鴻巣市教育行政の方向性を示す「第 4 期鴻巣市教育振興基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付けや鴻巣市総合振興計画との関連

- (1) 令和5年6月に制定された国の第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）及び第4期埼玉県教育振興基本計画（令和6年度～令和10年度）を参考にしつつ、本市の教育振興を図るために定められた基本的な計画です。
- (2) 第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画（令和4年度～令和8年度）を踏まえた、教育行政分野における計画です。

3 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間です。

II 鴻巣市教育行政の基本方針

基本理念

「潤いと光ある鴻巣教育」

基本方針

- 1 生きる力を育む学校教育の充実
- 2 人生を豊かにする生涯学習の充実とスポーツの振興
- 3 未来につながる市民文化の振興と交流の促進
- 4 人権教育の推進
- 5 安全・安心で機能的な教育環境の整備



施策の基本方針と施策の展開



III 施策の展開

1 確かな学力の育成

(1) 一人一人の学力を伸ばす教育の推進

～ 現状と課題 ～

全ての児童生徒が基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得して、思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度等を身に付けるためには、一人一人の成長やつまづきなどを把握した上で、個々の興味・関心・意欲等を踏まえたきめ細かな指導・支援を行うことが重要です。

全国、埼玉県学力・学習状況調査の結果を見ると、本市の児童生徒の学力は全国・県平均とほぼ同等のレベルではあるものの、より一層、学んだ知識や技能を活用する力の育成が望まれます。また、一人一人の「学力の伸び」や学習内容の定着度を把握し、それらの学習データを活用して個に応じた指導の実現に取り組んでいます。

さらに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒には、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成などにより、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援に努めています。

～ 施策の方向性 ～

- 児童生徒の学習意欲と学力を確実に伸ばす教育を推進します。
- 学習データを活用した個に応じた指導を推進します。
- 児童生徒へのきめ細かな指導の充実を図ります。

～ 主な取組 ～

教科等の指導内容・指導方法の工夫・改善

- 学習指導要領を円滑に実施し、児童生徒に基礎的・基本的な知識や技能、それらを活用するために必要な思考力・判断力・表現力などを身に付けるために、教員研修会などを充実させるとともに、教科等の指導内容・指導方法を工夫・改善します。
- 各教科等の特質に応じ、ICT を活用した新たな教材や学習活動等を積極的に取り入れ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、児童生徒の資質・能力の向上に取り組みます。
- 「埼玉県学力・学習状況調査」の結果を小学校4年生から中学校3年生まで毎年度継続して本人・保護者・学校が共有・活用することにより、児童生徒一人一人の成長を支え、確実に伸ばす教育に取り組みます。
- 各学習データを蓄積し、そのデータを基に児童生徒の学習状況を把握し、児童生徒一人一人の状況に応じた指導の実践に取り組みます。

「いきいき先生」等の配置を中心とした、きめ細かな指導の充実

- 小・中学校に「いきいき先生」を配置します。また、学校の実態に応じて「学力向上支援員」「特別支援教育指導員」「理科支援員」「日本語指導員」等を配置し、ティーム・ティーチングによる学習支援、算数や理科に特化した学習支援、個々の教育的ニーズに応じた適切な支援、不登校傾向にある児童生徒への学習生活支援、帰国・外国人児童生徒への学習支援などを行います。
- 児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導のため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導などによる「個に応じた指導」及び学習者用端末や学習データを活用した「個別最適な学び」の充実を図ります。

(2) 新しい時代に求められる資質・能力の育成

～ 現状と課題 ～

将来の予測が困難な時代の中で、一人一人の豊かで幸せな人生と持続的に発展する社会の実現のためには、社会への主体的な関わりや多様な人々との交流を通して新たな価値を創造し、人生や社会の未来を切り拓くことのできる力をもった人材を育てることが求められています。そのため、答えが一つに定まらない問題に自ら課題を発見し答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力や、主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度などを発達段階に応じて児童生徒に育成していくことが必要です。

また、持続可能な社会の創り手の育成に向けて、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく教科等横断的な学習の充実を図ることが必要であり、情報モラルを含む情報活用能力を身に付け、自ら考え行動できる力を育むことも求められます。

加えて、読書は感性を磨き、想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身に付けることに資するとともに、文章の内容を的確に捉えながら読み解く力や表現する力などを育むことに資するという観点からも、その重要性が高まっているとの指摘もあり、読書活動を推進する必要があります。



【学習者用端末を活用した授業】

～ 施策の方向性 ～

- 児童生徒の思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度を育成します。
- 各教科等の学びを基盤としつつ様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力を育成します。
- 児童生徒の情報活用能力を育成します。
- 家庭・地域・学校における子どもの読書活動を推進します。

～ 主な取組 ～

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

- 教員が児童生徒の学びを支援しながら、児童生徒が主体的に授業に参加し、児童生徒同士が相互に意見を述べることで課題を多面的に捉え、より質の高い思考力・判断力・表現力を身に付ける学習活動や効果的な ICT の活用に取り組むなど授業改善を推進します。
- 児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力等、将来の予測が困難な時代をよりよく生きていくための基礎となる資質・能力を育成するため、大学や研究機関、企業と連携した取組を推進します。

指導内容・指導方法の工夫・改善

- 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた教育課程を着実に実施するため、研修や指導資料の充実、ICT の効果的な活用など、各学校における指導内容・指導方法を工夫・改善するとともに、カリキュラム・マネジメントの充実を図ります。

児童生徒の情報活用能力の育成

- 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するため、学習者用端末等、ICT を活用した学習活動の充実を図るとともに、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する指導の充実を図ります。
- 全ての教員が ICT を効果的に活用した実践的な指導ができるよう、指導力向上のための研修の充実を図ります。

読書活動の推進

- 家庭、地域、学校等において子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。また、子どもの読書活動に関する啓発・広報を行うとともに、読書に親しむための推進体制の整備を行います。

※ プログラミング的思考……自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば意図とした活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

(3) 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進

～ 現状と課題 ～

これからの社会を主体的に生きる人材を育成するためには、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度や他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う教育が必要です。

また、国家間の政治的・経済的な変化や気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化などを背景に、社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、社会経済的な課題解決に参画し、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成が求められています。

そのためには、日本の伝統と文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、チャレンジ精神、多文化共生の精神、豊かな語学力など異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築する能力を育成する教育の充実を図ることが必要です。

～ 施策の方向性 ～

- 伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度を養います。
- グローバル化の進展に対応する力を育む教育を推進します。
- 小・中学校における外国語教育を充実します。

～ 主な取組 ～

伝統と文化を尊重する教育の推進

- 埼玉、鴻巣の伝統文化、歴史、地理に対する理解を深め、我が国と郷土に対する誇りを育む教育を推進します。
- 社会科において、副読本「このす」の活用等を通し、郷土の偉人や歴史、風土などに関する教育の充実を図ります。

国際性を育む教育の推進

- 学校における教育活動全体を通して、視野を広げ、国際社会の平和と発展に寄与する態度、チャレンジ精神などを育む教育を推進します。
- 児童生徒の発達段階に応じ、多文化共生の精神を育成する教育を推進します。
- 中学生海外派遣事業や海外とのオンライン交流事業の実施など国際理解教育を推進します。



【中学生海外派遣】

小・中学校の一貫した外国語教育の充実

- 児童生徒のコミュニケーション能力を高める外国語教育などを充実するため、小・中学校の一貫した学びを重視し、教員の指導力や専門性を向上させる取組を推進します。
- 小・中学校ともに、外国語指導助手（ALT）の適切な配置に取り組み、外国語を用いたコミュニケーション能力の向上を図ります。

2 豊かな心の育成

(1) 豊かな心を育む教育の推進

～ 現状と課題 ～

社会の多様化が進む中、一人一人が多様な他者を理解・尊重し、互いに認め合い支え合うことが、誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現につながります。あらゆる他者を価値のある存在として尊重する豊かな人間性と、他者との対話や協働を通して知識や考えを共有し、新しい解や納得解を生み出すため社会性を育てていくことが求められます。

令和5年4月には「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の精神に則り、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

このことを踏まえ、人権教育等による子どもの権利等の理解促進、教育相談の充実などによる児童生徒が安心して学べる環境の整備が必要です。

また、少子化やデジタル化が進む中、現代の子どもたちにはリアルな体験が不足していることが指摘されています。体験活動は、自己肯定感、自律性、協調性、積極性などの豊かな人間性や社会性を育成し、また他者と協働することにより共生社会の実現につながる意義を有しており、コロナ禍により機会が減少した様々な体験活動について、その機会の充実を図っていくことが求められます。

さらに、児童生徒の規範意識を醸成するとともに、他者の意見を共感的に受け止める心などの豊かな人間性を育む必要があります。そのためには、児童生徒が道徳的な課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、多様な人々と協働して学ぶ態度を育むことも重要です。加えて、読書活動は、感性を磨き、想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、子どもの読書活動の充実を図っていくことが大切です。

そして、学校における部活動は、好ましい人間関係の構築や責任感・連帯感の涵養に資するなど、大きな役割を果たしています。その運営に当たっては、学校や地域の実態に応じて、外部人材活用、地域との連携など、持続可能な運営体制を整えることが必要です。

～ 施策の方向性 ～

- 子どもの権利や最善の利益を擁護するための取組を推進します。
- 児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、体験活動を推進します。
- 児童生徒の社会的自立に向け、規律ある態度の育成に取り組みます。
- 様々な道徳的課題に児童生徒が向き合う「考え、議論する道徳」を推進します。

～ 主な取組 ～

子どもの権利・利益を擁護するための取組の推進

- 教職員を対象とした研修において「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」について理解の促進を図り、子どもの権利や最善の利益を擁護する取組を推進します。
- 人権教育等を通して、子どもの権利や最善の利益について、児童生徒の理解促進を図ります。

体験活動の推進

- 学校が地域社会と連携して各学校の保護者・地域・児童生徒の実態や課題を把握し、その解決を図るための学校の取組をサポートすることで特色ある学校づくりを推進します。
- 学校が家庭・地域の協力の下、花の植え替え作業を通して学校の環境を整え、豊かな心の教育を推進できるよう「学校花いっぱい運動事業」を支援します。
- 登校への不安や家庭環境などに課題を抱える児童生徒に対して、教育支援センター内「Let's 教室」（適応指導教室）において様々な体験活動の機会を提供し、自己肯定感・自己有用感やコミュニケーション能力、社会性、学習意欲、就労意欲等の向上を図ります。

規律ある態度の育成

- 児童生徒の社会的自立に向け、各学校における学習規律、基本的な生活習慣の確立を推進するため、鴻巣市「のすっ子宣言」を活用していきます。また、各学校での取組を共有し、家庭と連携した生徒指導を推進します。
- 「埼玉県学力・学習状況調査」の質問調査の結果を、小学校4年生から中学校3年生まで毎年度継続して学校内において共有・活用することにより、児童生徒一人一人の規律ある態度の育成を図ります。

道徳教育の推進

- 学校の教育活動全体を通して道徳教育を行えるよう、道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりを推進します。
- 埼玉県独自の教材「彩の国の道徳」を活用します。「特別の教科 道徳」を要として、発達段階に応じた道徳教育の取組を推進するとともに、「家庭用 彩の国の道徳」を活用し、家庭・地域・学校が連携した道徳教育を推進します。



【パラリンピック・キャラバン】

(2) いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

～ 現状と課題 ～

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、どの子でも、どの学校にも起こり得るものであるとの認識の下、学校と家庭・地域社会、関係機関が連携して、いじめを生まない環境づくりを推進するとともに、児童生徒にいじめを許さない意識を醸成することが必要です。また、「いじめ防止対策推進法」や「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」「鴻巣市いじめの防止等のための基本的な方針」などを踏まえつつ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが求められます。

その際、いじめは人権の侵害であることや、相手の立場や気持ちを考えて行動することの大切さを理解し、いじめをしない態度や能力を身に付けるよう指導する必要があります。

また、児童生徒の問題行動の予防・解決を図るため、家庭・地域等の協力を得た地域ぐるみの取組を推進するとともに、関係機関と連携した体制の充実を図る必要があります。

さらに、生徒指導上の諸課題を未然に防止するために、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を尊重し、またその過程を学校や教職員が支えていくという視点も必要です。

～ 施策の方向性 ～

- いじめ防止のため、児童生徒の人権感覚を育成するとともに、「いじめ防止対策推進法」等に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を推進します。また、教育相談体制の充実を図ります。
- 学校や教職員は、発達支持的生徒指導を推進し、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を尊重します。
- 関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、いじめ、非行・問題行動の防止、有害環境から児童生徒を守ります。

※ 発達支持的生徒指導……児童生徒にとって学校が安心・安全な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「わかりやすい授業」の工夫の視点に立った生徒指導。

～ 主な取組 ～

いじめ防止対策の推進

- 「いじめ防止対策推進法」「鴻巣市いじめの防止等のための基本的な方針」等の内容について周知徹底を図り、いじめの予防・解消に向けた積極的な認知と早期対応を各学校に促すとともに、いじめ防止の取組やいじめ重大事態発生時の教職員の適切な対応力等を向上させるための研修などの充実を図ります。
- ネットいじめやネットトラブルから児童生徒を守るため、関係機関と連携し、教職員への研修を実施するとともに、デジタル・シティズンシップ教育を推進し、保護者や児童生徒への啓発を行います。
- 「鴻巣市のすっ子ノート」（いじめ防止ノート）を活用しながら、教育活動全体を通して、いじめ防止等の指導を推進します。

生徒指導体制の充実と発達支持的生徒指導の推進

- 校内指導体制を確立し、児童生徒一人一人に対する理解に基づいた生徒指導を推進するとともに、関係機関等と連携・協働し、問題行動に対して組織的に対応する指導体制の充実を支援します。
- 教職員を対象とした研修を実施し、教職員の発達支持的生徒指導についての理解を深め、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を尊重し、また、その過程を学校や教職員が支えていくという視点に立った発達支持的生徒指導を推進します。

非行・問題行動の防止

- 学校と地域社会、警察などの関係機関との連携を図り、非行・問題行動を未然に防止するためのネットワークの形成を支援します。
 - 非行防止教室や薬物乱用防止教室を充実するとともに、保護者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に努めます。
- ※ デジタル・シティズンシップ教育……デジタルツールを用いて責任ある市民として社会に参加するための知識や能力をはぐくむ教育

(3) 人権を尊重した教育の推進

～ 現状と課題 ～

現代社会においては、人間関係の希薄化や規範意識の低下、家庭や地域においての教育力の低下に伴い、偏見や差別、いじめなどの様々な人権問題が発生している現状にあります。また、インターネットによる誹謗中傷、感染症などを理由とした差別のほか、LGBTQ や外国人に対する偏見など、様々な人権課題が生じています。

さらに、児童虐待に関しても、埼玉県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4年度には18,877件で、過去最多となり、児童虐待防止のための取組の充実が求められています。

加えて、弱い立場に置かれた児童生徒が性被害に遭う事案が後を絶たない現状や被害に遭ってもそれを性被害であると認識できないこと、声をあげにくく適切な支援を受けることが難しいことなどの課題も指摘される中、児童生徒を性暴力の加害者、被害者、傍観者にしない教育を推進する必要があります。

鴻巣市では「人権尊重都市宣言」の趣旨に則り、あらゆる差別をなくし、平和で明るい心安らかな鴻巣市の実現を目指しています。学校教育においてもその実現に向けて、児童生徒の発達段階に応じて、正しい理解のもとに人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付けさせることが重要です。

～ 施策の方向性 ～

- 自分の人権を守り、他者の人権も守ろうとする意識の向上を図るために、児童生徒の人権感覚を育成する教育の充実を推進します。
- 児童生徒を性暴力の加害者、被害者、傍観者にしない教育を推進します。
- 関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

～ 主な取組 ～

人権教育の推進

- 人権尊重の理念や様々な人権問題に対する理解を学校・家庭・地域において深めるために、人権教育に関する研修に取り組みます。
- 児童生徒や保護者の豊かな人権感覚を育むため、埼玉県教育委員会発行の「人権感覚育成プログラム」などを活用し、参加体験型学習のもとでいじめなどの人権問題について児童生徒が主体的に考え、自らの考えを発表できるよう取り組みます。

児童生徒を性暴力の当事者にしないための教育の推進

- 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう生命の尊さを学び、一人一人を尊重することができる児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。
- 児童生徒が性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようになるために、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導に取り組みます。

様々な人権課題に対応した教育の推進

- 学校の教育活動を通して、児童生徒が正しい理解のもとに人権課題に正対できるよう、男女共同参画の視点に立った教育や、LGBTQや障がいのある人、外国人などへの偏見や差別、同和問題（部落差別）やインターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題など、様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。

虐待から児童生徒を守る取組の推進

- 児童虐待から児童生徒を守るため、早期発見・早期対応への研修を充実させ、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止を推進します。

3 健やかな体の育成

(1) 健康の保持増進

～ 現状と課題 ～

生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を培うには、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する必要があります。コロナ禍における臨時休業等の児童生徒の生活習慣への影響も懸念されており、学校・家庭・地域が連携して、児童生徒の生活リズムを整えるなど、児童生徒の健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

社会状況の変化に伴い、子どもの食生活の乱れが指摘されています。食育については第一義的な役割は家庭にあります。児童生徒が「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校においても食育推進体制を整備して取り組むことが大切です。

さらに、スマートフォンをはじめとする情報機器に接する時間の増加により、児童生徒の生活時間が変化しており、規則正しい生活習慣の確立が求められます。

～ 施策の方向性 ～

- 時代の変化とともに新たに生じる課題への対応を含め、学校の教育活動全体を通じた体系的な学校保健の充実を図ります。
- 食事についての正しい知識や、望ましい食生活を児童生徒が身に付けられるように、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- 児童生徒の基本的な生活習慣の確立を推進します。

～ 主な取組 ～

学校保健の充実

- 各学校で学校保健計画を作成し、学校保健委員会を中心に家庭や地域の関係機関等と連携して保健教育・保健管理の充実に取り組むなど、学校保健活動を推進します。

- 生活習慣の乱れが要因の一つと考えられている心臓病、脳血管疾患、歯周病などの疾病について、正しい知識の啓発を図り、生活習慣病の予防に努めます。
- がんに対する正しい知識と、がん患者に対する正しい認識、命の大切さに対する理解を深めるため、外部講師を活用するなど、がん教育を推進します。
- メンタルヘルスやアレルギー疾患、感染症など、児童生徒の現代的な健康課題への対応について、学校・家庭・地域の医療機関等と連携した取組を推進します。
- 児童生徒の食物アレルギー・アナフィラキシーについて、教職員研修の実施や関係機関との連携により、学校における対応の充実を図ります。

妊娠・出産・不妊等に関する知識の普及啓発と性に関する指導の推進

- 妊娠・出産・不妊や人工妊娠中絶、避妊に関する正しい知識の普及活動や性感染症の予防啓発を図るなど、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導を推進します。

薬物乱用防止教育の推進

- 大麻などの麻薬、危険ドラッグ等の乱用薬物に関する最新の情報等を教育内容に取り入れるとともに、薬物乱用防止に向けた取組を推進します。

食育の推進

- 児童生徒に望ましい食習慣を身に付くようにするとともに、自ら「食」を選択する力を育むため、学校・家庭・地域が連携し、食育を推進します。
- 栄養教諭をはじめ、学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、授業等における具体的な指導方法や学校全体での食育の推進等に関する研修の充実を図ります。
- 学校給食を「生きた教材」とし、地場産物の使用割合の向上と併せて、「食」に対する理解・関心を高めます。

(2) 体力の向上と学校体育活動の推進

～ 現状と課題 ～

本市の児童生徒の体力は、小学生、中学生それぞれにおいて、低下傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、体力向上に対する取組が減少していることなどが要因の一つと考えられます。また、児童生徒の生活全体から日常的な身体活動が減少しており、運動をする子としない子の二極化の傾向も指摘されています。

生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現するためには、学校での授業や体育的行事、部活動などの体育的活動の充実を図り、児童生徒に運動習慣が身に付くようにすることが大切です。

また、学校における部活動は、体力や技能の向上を図るとともに、人間関係の構築や責任感・連帯感の涵養に資するなど、大きな役割を果たしています。

しかし、少子化が進展する中、学校における部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によって存続が厳しい状況にあります。その運営にあたっては、学校や地域の実態に応じて、外部人材活用、地域との連携など、持続可能な運営体制を整えることが必要です。

～ 施策の方向性 ～

- 児童生徒一人一人の実態に合った体力の向上を図ります。
- 鴻巣市体力向上推進研究委嘱校や学校課題研究校（体育科・体力向上）を核に、家庭や地域と連携しながら、体力の向上を図ります。
- 生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を築くため、実技研修会や指導法研修会等を通して、体育的活動の内容や指導方法の改善・充実を図ります。
- 部活動の持続可能な運営体制を整えます。



【中学校の体育授業の様子】

～ 主な取組 ～

児童生徒の体力の向上

- 体力テストの結果（体カプロフィールシート）を効果的に活用し、児童生徒一人一人の体力が伸びる教育を推進します。
- 児童生徒が自分の健康や体力に関心をもち、運動を楽しめる体育の授業や体育的活動を実現することにより、主体的に運動に取り組む児童生徒を育成します。

体育的活動の充実

- 鴻巣市体力向上推進委員会、鴻巣市体力向上推進研究委嘱校、学校課題研究校において、体力向上のための研究実践を推進し、その成果を市内全校に広めます。
- 鴻巣市体力向上推進委員会や鴻巣市体力向上推進研究委嘱校の授業研究会を通して、小・中学校の連携を図りながら指導法を研究し、指導力の向上に努めます。
- 教員の指導力向上のための研修会の充実を図ります。

生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質の育成

- 児童生徒が運動・スポーツの楽しさを実現できる体育の授業や体育的活動などを通して、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するために必要な資質の育成を図ります。

持続可能な部活動の運営

- 本市や各学校の部活動に係る活動方針をもとに、部活動の活動時間や休養日の適正化を進め、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮します。
- 学校と地域との連携・協働により地域の実情に応じた地域クラブ活動の整備・充実を図り、生徒が将来にわたって多様な活動ができる環境の整備を推進します。

4 自立する力の育成

(1) キャリア教育・職業教育の推進

～ 現状と課題 ～

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためには、社会人・職業人としての基礎となる知識・技能などを身に付ける必要があります。

AIなどの発展により、特定の職種では、雇用が減少し、今後は問題発見力や的確な予測、革新性といった能力が一層求められると見込まれ、これからの時代の働き手に必要となるスキルが今後変容していくことが予測されています。

このような現状において、児童生徒が社会人・職業人として自立し、社会の変化に対応するためには、新しいものを創り出す創造力や多様な人々と協働しチームで問題を解決するといった能力、リーダーシップやチャレンジ精神を身に付けることが必要です。

そのためにも、児童生徒の発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育・職業教育を推進し、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成していくことが重要となります。また、その取組を通して社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を推進することが大切です。

～ 施策の方向性 ～

- 学校・家庭・地域や企業が連携・協働し、児童生徒の発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育・職業教育を推進します。
- 児童生徒が自分の興味・関心と働くことを関連付け、働くことへの関心・意欲を高められるように、社会体験チャレンジ事業などの実際の職場での体験活動を推進します。

～ 主な取組 ～

小・中学校における体系的・系統的なキャリア教育・職業教育の推進

- 児童生徒が目的意識をもって主体的に自らの進路選択ができる能力を身に付けられるよう、「キャリア・パスポート」等を活用しながら、小・中学校において発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。
- 中学生が目的意識をもって自ら適切な進路を主体的に選択できるよう、生徒と保護者から信頼される個に応じた進路指導を推進します。

中学生社会体験チャレンジ事業の推進

- 児童生徒が働くことについて、関心や意欲が高められるように、学校・家庭・地域や企業などが一体となり、実際の職場での体験活動を行う社会体験チャレンジ事業を推進します。
- ※ キャリア発達……社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していく過程。
- ※ キャリア・パスポート……児童生徒が小学校から高等学校までの進路指導・キャリア教育にかかわる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自分の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

(2) 主体的に社会の形成に参画する力の育成

～ 現状と課題 ～

社会の持続的な発展を生み出す上では、一人一人が主体的に社会に関わっていくことが重要です。そのため、学校教育においては地域社会と連携しつつ、これからの社会・経済を担っていく児童生徒に対して、主体的に社会の形成に参画する力を育むことが求められます。

児童生徒が社会的に自立した存在になるためには、職場や地域社会で多様な人々と協働していくための社会性やコミュニケーション能力とともに、公民としての必要な知識や思考力・判断力・表現力等を身に付けていくことが重要となります。そのためにも学校教育において家庭や地域社会と連携し、地球規模の環境問題、資源エネルギーの問題、政治参加などに対する自覚の育成、ボランティアや納税など一人一人が課題意識をもち、主体的に社会の形成に参画ができるよう、育成していくことが重要です。

～ 施策の方向性 ～

- 他者と連携・協働する力を育成します。
- 持続可能な社会の担い手となる力を育成します。

～ 主な取組 ～

環境教育の推進

- 児童生徒の発達段階に応じて、関係機関と連携し、学習指導要領に基づいた教科等横断的な環境教育を推進します。

SDGsの実現に向けた教育の推進

- 地球規模の課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら考え行動を起こすことができる力を育むため、SDGsの実現に向けた教育を推進します。

5 多様なニーズに対応した教育の推進

(1) 特別支援教育の推進

～ 現状と課題 ～

平成 26 年に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成 28 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、共生社会の実現に向けて我が国の法制度は大きく変化しています。そのため、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、その構築の視点に立った特別支援教育を着実に進めていくことが求められます。誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現に向けて、障がいの有無にかかわらず、全ての児童生徒が共に学ぶ環境を整備すると同時に、一人一人の状況に応じた教育を進めることが重要です。

特別支援学校や特別支援学級で学ぶ児童生徒に加え、小・中学校などの通常の学級にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍しており、早期から切れ目のない支援をしていくことが重要です。これまでに、本市ではインクルーシブ教育システムの構築に向け、県立特別支援学校との支援籍学習を進めるなど障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、障がいのある児童生徒が必要な指導・支援を受けられる通常の学級、通級による指導、特別支援学級などの連続性のある多様な学びの場の充実に取り組んできました。今後も、全ての児童生徒がその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、「多様な学びの場」の整備が必要です。

令和 3 年には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、今後、医療的ケア児に対する教育を行う体制の拡充も求められます。

また、教員の専門性の向上や、支援を切れ目なく行う体制の整備、障がいのある児童生徒の自立と社会参加に向けた一人一人の障がいの状態や発達段階に応じた指導・支援の充実を図ることが課題となっています。

～ 施策の方向性 ～

- 共生社会の実現に向けて、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に過ごすための条件整備をはじめ、一人一人のニーズに応じた連続性のある多様な学びの場の充実を図るとともに、教員の専門性の向上を図ります。
- 各学校において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導や支援を切れ目なく提供する体制を整えます。

～ 主な取組 ～

インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進

- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に学ぶための条件整備をはじめ、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、支援籍学習といった、連続性のある多様な学びの場の整備を推進します。

特別支援教育、通級指導教室の整備

- 特別支援学級や通級指導教室について、児童生徒、保護者の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実に努め、計画的に整備を推進します。

通級指導教室による指導

- 難聴、言語障がい、発達障がい、情緒障がいの児童生徒を対象に、通級指導教室において通常の学級と連携を図りながら、自立活動の指導を推進します。

就学相談、発達に関する相談の充実

- 鴻巣市立教育支援センターの取組を生かして、早期からのきめ細かな就学相談や発達に関する相談を行います。

「特別支援教育指導員」の配置

- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実させるために、特別支援学級設置校に特別支援教育指導員を配置します。

就学支援委員会の活動

- 一人一人の教育的ニーズに応じた適切な就学に向けて、就学支援委員会の役割の充実を図り、教育・医療・福祉などの関係機関との連携を推進します。
- 校内就学支援委員会の充実、個別の教育指導計画作成と活用など体制整備を推進します。

(2) 不登校児童生徒への支援

～ 現状と課題 ～

本市における不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっています。不登校は、どの子にも起こり得るものとして捉え、多様な要因・背景により、結果として不登校になっているという状況を問題行動であると受け取られないよう配慮するとともに、未然防止を含む早期段階からの適切な支援が必要です。

また、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係の構築等を通して、児童生徒にとって学校が安心感、充実感が得られる活動の場となるように魅力あるより良い学校づくりの推進が求められます。

加えて、不登校児童生徒の中には、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない状況にある場合もあります。そこで、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の整備など、支援の充実を図る必要があります。

不登校児童生徒への支援においては、児童生徒一人一人の可能性を伸ばせるように、本人の意思を十分に尊重した上で、関係機関等と連携し、社会的自立に向けた支援を行うことが求められます。また、不登校は中学生になると急増する傾向にあり、環境の変化に対応できる力を早期から育むとともに、小・中学校の円滑な接続を進める必要があります。

～ 施策の方向性 ～

- 児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな教育相談ができる体制の充実を図ります。
- 不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向け、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりや小・中学校の円滑な接続を推進します。
- 個々の不登校児童生徒に対して多様で適切な教育機会を確保するなど、状況に応じた支援を推進します。

～ 主な取組～

不登校対策の推進

- 鴻巣市立教育支援センターが中心となって、定期的に担当者会議を開催し、教職員の資質向上に努めるとともに、小・中学校の連携を図り不登校の未然防止、早期発見・早期対応の体制の充実に努めます。

さわやか相談員活用事業の推進

- 鴻巣市立教育支援センターと各中学校に配置されているさわやか相談員との接続を意識し、関係機関との連携を図り、組織的な相談活動を行います。

教育相談室・適応指導教室（Let's 教室）活用事業

- 鴻巣市立教育支援センターでの相談活動を充実させ、必要に応じて家庭訪問を行うなどの対応を図ります。また、個別の事情で学校に通学できない児童生徒に対し、適応指導教室（Let's 教室）を活用した学習支援等の機会を確保します。



【適応指導教室（Let's 教室）】

校内教育支援センター（With）活用事業

- 市内小・中学校に順次、校内教育支援センターを設置することにより、学校における集団生活に不安を感じる児童生徒が安心して学ぶことができる「学びの場づくり」及び「居場所づくり」を推進します。

(3) 一人一人の状況に応じた支援

～ 現状と課題 ～

外国人児童生徒の増加、ヤングケアラーの顕在化、性の多様性への意識の高まり、家庭を取り巻く環境の変化等により、教育をめぐるニーズは多様化しています。このような中においても、全ての児童生徒がその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人一人の状況に応じた支援が求められています。また、生まれ育った環境にかかわらず、自分の夢や希望を実現できるよう、学校教育において学力保障を図るとともに、福祉関係機関等と連携した支援が求められます。

日本語指導が必要な児童生徒については、学校生活へ円滑に適應できるよう、言語や文化等の差異に係るきめ細かな支援が必要です。

令和2年に「埼玉県ケアラー支援条例」、令和4年には「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました。18歳未満のケアラーと定義されたヤングケアラーは家庭環境により必然的に介護や援助を行っている場合が多く、ケアラーの自覚がないまま将来のための大切な時間をケアに費やしている可能性があります。学校における早期発見と適切な支援につなげるとともに、全ての児童生徒に対し、ヤングケアラーへの理解を促進することが必要です。

また、性の多様性に関する理解増進を図るとともに、LGBTQの児童生徒個別の事案に応じて、児童生徒の心情等に配慮した対応を進めることが重要です。

加えて、社会経済的な背景などにより学力に課題のある児童生徒への支援や、教職員と心理や福祉等の専門家がチームとして連携・分担しながら様々な課題を抱える児童生徒を支援することが求められています。

～ 施策の方向性 ～

- 外国人児童生徒等、日本語指導が必要な児童生徒への教育を支援します。
- ヤングケアラーである児童生徒を支援するとともに、ヤングケアラーに関する理解促進を図ります。
- 社会経済的な背景などで学力に課題のある児童生徒への教育を支援します。
- LGBTQの児童生徒を支援し、性の多様性に関する理解促進を図ります。

- 児童生徒の抱える様々な課題にきめ細かに対応します。

～ 主な取組 ～

日本語指導が必要な児童生徒への教育支援

- 外国人児童生徒等が学校生活へ円滑に適應できるよう、日本語の指導を行うための教員等の配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成など、教育支援の充実を図ります。

ヤングケアラーへの支援

- 児童生徒及び教職員等を対象とした講演会や研修を実施するなど、ヤングケアラーに関する理解の促進を図ります。
- 学校において把握したヤングケアラーを適切に支援につなげるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、支援に必要な情報の共有など福祉関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実を図ります。

LGBTQの児童生徒への支援

- 児童生徒の発達段階に応じた性の多様性に係る教育を行うとともに、教職員等を対象とした研修を実施し、性の多様性の尊重についての正しい理解を深めます。
- 学校における様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。

児童生徒の様々な課題への支援

- 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、教育相談体制を整備するなど、教育相談活動を推進します。

6 質の高い学校教育の推進

(1) 教育研究活動の推進

～ 現状と課題 ～

児童生徒に確かな学力や豊かな心、健やかな体を育成していくためには、学校教育の質の向上を図ることが不可欠です。そのためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」といった目指す資質・能力の育成にむけて教育活動を進めることが必要です。さらに、授業改善の際には、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る視点も重要となります。

本市では、研究委嘱や研修活動の充実によって、研究・実践を積み重ね、教員の指導力を向上させるとともに、児童生徒に「生きる力」の育成を図ります。

～ 施策の方向性 ～

- 本市の教育の確実な進展に資するため、各校の教育課題解決に向けての取組を支援するとともに、鴻巣市教育委員会、鴻巣市教育研究会等の委嘱による研究、研修会を推進します。
- 全小・中学校への学校訪問を通して、創意工夫ある教育活動の充実及び質の高い授業改善を推進します。
- 鴻巣市立教育支援センターを研修拠点として教職員の資質向上を図る研修を推進します。

～ 主な取組 ～

研究委嘱事業の推進

- 2年間継続した研究に取り組めるよう鴻巣市教育委員会及び鴻巣市教育研究会の委嘱校を指定し、児童生徒の視点に立った先進的・実践的な研究を推進します。



【鴻巣市教育研究実践発表大会】

児童生徒体力向上推進事業

- 児童生徒の健康の増進と体力の向上を図るため、鴻巣市体力向上推進委員会を組織し、鴻巣市体力向上推進研究委嘱校の授業研究を中心に、本市の児童生徒の健康・体力の向上を推進します。

校種間連携推進事業

- 川里中学校区の小中一貫教育やその他の全中学校区で進めている小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した取組に工夫を加えながら、つながりのある教育を推進し、鴻巣市の学校教育全体の質の向上を図ります。

学校訪問（指導担当、人事・学事担当）

- 学校訪問を通して、複雑化・多様化する課題を学校が解決し、適切に教育活動を実施していくための情報提供を行いながら、学校経営及び教育指導等の充実・改善を図り、学校力の向上を目指します。

(2) 教職員の資質・能力の向上

～ 現状と課題 ～

次代を担う児童生徒一人一人を認め、育むためには、個々の教職員が自らの職責と学び続ける教職員としてのあり方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。

学校教育の質の維持向上を図るためには、新たな教師の学びの姿の実現に向けて、教職員が主体的に学ぶ姿勢を支援しながら、個別最適な教職員の学びや協働的な教職員の学びの充実を図る必要があります。効果的な取組を行っている教職員の知識や技能などを共有し、学校の実情に応じて活用できるようにすることも大切です。

また、教職員の人事評価制度を活用し、公正な人事管理や資質・能力の向上を図ります。

他方、教職員の不祥事は、児童生徒・保護者をはじめ関係する多くの方々の心を傷つけ、市民からの本市教育への信頼を失わせるもので、決してあってはならないものです。令和5年5月に改訂された埼玉県教育委員会の「不祥事根絶アクションプログラム」に基づき、引き続き不祥事根絶に向けた取組を推進していく必要があります。

さらに、教職員の心や身体の健康の保持増進など教職員を支援することが必要です。

～ 施策の方向性 ～

- 人事評価システム制度を活用し、教職員の人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。
- 学校の教育活動や学校運営の自律的、継続的な改善に資するため、学校評価システムなどの充実を図ります。
- 教職員のライフステージに応じた適切な研修を充実します。
- 教育の質の向上のため、教職員の心身の健康増進を図ります。
- 教育への情熱をもった優れた教職員を確保します。
- 教職員のキャリアステージに応じた研修や教育方法等の改善に向けた調査研究を図ります。

- 効果的な取組を行っている教職員の知識や技能を共有し、活用を図ります。
- 教職員人事評価制度を活用して、公正な人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。
- 「不祥事根絶アクションプログラム」に掲げた取組の推進などにより、教職員による不祥事の根絶を図ります。
- 教職員に対し、ガイドライン「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために」の徹底を図ります。
- 教職員の心身の健康の保持増進を図るなど教職員の支援に取り組みます。

～ 主な取組 ～

人事評価の充実

- 管理職の研修会等を行い、人事評価システムのより有効な活用と、教職員の公正な人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。

学校評価システムの充実

- 全小・中学校で実施している学校関係者評価及びその結果公表により、学校の教育活動や学校運営のさらなる改善・充実に取り組みます。

教職員研修の充実

- 今日的課題について全教職員を対象とした研修を設定し、各学校における確実な研修の実施を通して、共通認識のもと教職員が意欲をもって教育活動に取り組める研修を実施します。（鴻巣市教職員全員研修会）
- 各種委員会（生徒指導・体力向上・就学支援・地域学習等）を設け、本市の課題解決に向けた組織的・効果的な取組を推進します。
- 教職員の実践的指導力を向上させるために、優れた実践例や研究成果等の蓄積とその活用に取り組み、教育活動の工夫・改善を推進します。
- 市内の初任者、転入教員、経験2・3年目の若手教員、臨時的任用教職員を対象とした、実践的な研修会を実施し、自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力や、教員としての使命感の向上を図ります。

教職員の心身の健康の保持増進

- 健康診断やストレスチェックの実施、疲労の蓄積が見られる教職員に対する管理職や精神科医の面接相談を行うなど、教職員の心身の健康の保持増進に取り組みます。
- 「鴻巣市立小・中学校における働き方改革基本方針」をもとに、「鴻巣市学校負担軽減ハンドブック」の活用促進や「鴻巣市立中学校に係る部活動の方針」の周知徹底、「ノー残業デー」や「ふれあいデー（定時退勤）」、「学校閉庁日」の設定などによる教職員の働き方改革を推進し、意識改革と活力向上を目指します。

(3) 学習環境の整備・充実

～ 現状と課題 ～

校舎、体育館の耐震化は完了しましたが、学校施設の多くは昭和 40 年から 50 年代に建築されており、約 9 割が建築後 30 年以上を経過していることから施設の老朽化が顕著となっています。このため、校舎の外壁改修や屋上防水改修工事、トイレの洋式化や高効率照明への交換などを進めてきました。

また、普通教室と特別教室の一部へエアコン設置は完了しておりますが、近年の猛暑に対応し、児童生徒のより良い教育環境の整備と避難所環境の充実のため、体育館へのエアコン設置について検討が必要です。

学習指導要領では、情報活用能力が言語能力と同様に、全ての学習の基礎となる資質能力と位置づけられ、情報活用能力の育成のため、学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要とされています。

鴻巣市ではこれまで教育の情報化を支える基盤として学校の ICT 環境の整備を進めてきました。学習者用端末の故障や通信量の増加による回線の増強などに課題があり、学校における ICT 環境のより一層の整備が必要です。

また、質の高い学校教育を推進するため、学習指導要領を踏まえ改訂された教材整備指針に対応した教材備品の整備を計画的に進めていくことが必要です。

～ 施策の方向性 ～

- 児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、施設整備を行っていきます。
- 学習活動や校務において日常的に ICT 機器を活用できる環境を整備します。
- 学習指導要領に対応した教材備品の整備、机・椅子等の更新を推進します。

～ 主な取組 ～

学校施設等の整備推進

- 包括施設管理業務者による施設等の状態把握を行うとともに、適切な施設・設備修繕や改修工事を実施します。
- 体育館へのエアコン設置について、設置時期や工法等含め検討していきます。

備品類の整備

- 児童生徒が使用する机・椅子等の備品について修繕や入替えを行っていきます。

学校ICT環境の整備

- 学習者用端末の日常的な利活用に加え、普通教室でも同時・多数・高頻度での端末活用を想定したネットワーク環境の実現、利用可能端末の確保に努めます。
- プログラミング教育用教材など、学習指導要領に沿った教材整備を図り、教育活動の充実に努めます。

学校図書館の整備充実

- 学校図書の充足率に関しては一定の成果が見られており、今後は学校図書の内容の充実を図ります。
- 学校図書館に専門的な知識を有する学校図書館支援員を配置し、学校図書館の活用推進及び環境の充実を図り、児童生徒の主体的な学習活動・読書活動の促進に努めます。

※ ICT……「インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー」の略であり、一般に「情報通信技術」と訳される。より効果的な授業を行うため、ネットワーク環境を計画的に整備することが重要である。



【トイレ改修工事】



【多目的トイレの設置】

(4) 小・中学校の適正規模及び適正配置の推進

～ 現状と課題 ～

児童生徒に対する教育効果は、一定規模の集団の中で学ぶことにより得られるものであると考えられます。小・中学校の適正規模については、国の学校教育法施行規則により12～18学級の基準が示されており、これがひとつの目安となっています。現在、本市においては、少子化等の影響から学校規模に偏りが生じている状況が見受けられ、特に、以前は大規模であった小学校でも、現在は学年によっては1学級しか編制できなかったり、全学年1学級だったりと、小規模化が進んでいる学校があります。このような学校の小規模化は、児童生徒の人間関係や社会性の育成、学校としての教育指導等、学校運営面にさまざまな影響を与えることが考えられ、学校規模や配置による格差を少なくすることが課題となっています。

～ 施策の方向性 ～

- 地域の実情に合わせ、保護者や地域の方々の意向を尊重しながら、学校配置や通学区の見直しを含め、適正化に向けた対応を図ります。
- 川里地域においてこれまで取り組んできた小中一貫教育のさらなる推進のため、義務教育学校の設置に向けた検討を推進します。

～ 主な取組 ～

鴻巣市総合教育会議

- 市長が主宰する鴻巣市総合教育会議において、小・中学校の適正規模及び適正配置に関する事項について協議・調整を行います。

鴻巣市立小・中学校のあり方研究懇話会

- 小・中学校の適正規模・適正配置に伴う課題解決に向けた取組に関して、広く市民の意見を聴取するとともに、関連団体と連携して検討します。

7 学校・家庭・地域の教育力の向上

(1) 地域と連携・協働した教育の推進

～ 現状と課題 ～

子どもは地域の大人との日常的なふれあいや様々な体験を通して、地域の構成員としての社会性などを身に付けていきます。そのため、教育に対する市民の関心と理解を一層深め、学校と家庭、そして企業、団体、住民などの地域が目標を共有し、社会全体で教育に取り組む必要があります。

学校教育においては、地域にある様々な物的・人的資源を活用した実社会からの学びの充実を図るとともに、学校の力を地域で生かす取組を推進する必要があります。

本市では、全小・中学校に保護者や地域住民による「学校応援団」、また平成23年度から「放課後子ども教室」を推進し、学校・家庭・地域が一体となって、児童生徒の健やかな育成を図ってきました。これらの活動を基礎に、学校と保護者や地域、企業や団体などとの関係を連携・協働という双方向の関係に発展させ、「社会に開かれた学校」として地域全体で児童生徒の学びや育ちを支えていきます。



【学校・地域の連携】

～ 施策の方向性 ～

- 「学校応援団」の活動の充実を図ります。
- 「放課後子ども教室」の実施校の連携を図り、活動を充実させます。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を充実させるとともに、地域学校協働活動との一体的な取組を推進します。
- 学校が地域社会と連携し、特色ある学校づくりの推進を支援します。

- 学校花いっぱい運動事業を通して、学校が地域の方々とともに豊かな心の教育を推進できるよう支援します。
- 学習の充実を図るため、家庭・地域の人材活用等について支援します。
- 地域あいさつ運動を推進します。

～ 主な取組 ～

「学校応援団」の活動の充実

- 活動を通して、学校における学習活動、安全確保、環境整備などのボランティアとして保護者や地域住民の参加を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となった児童生徒の育成を推進します。

放課後子ども教室の推進

- 小学校の余裕教室などを活用した児童生徒の安心・安全な居場所の整備と、放課後などに地域住民の参画を得た児童生徒の活動の充実を図ります。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実

- 学校と地域住民等が力を合わせ学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を支援していきます。
- 幅広い地域住民の参画により児童生徒の成長を支えていくため、学校と地域が相互にパートナーとして活動を行う地域学校協働活動の普及啓発に努めます。

特色ある学校づくりの推進

- 各学校の保護者・地域・児童生徒の実態や課題を把握し、その解決を図るための学校の取組をサポートし、特色ある学校づくりの推進に努めます。

学校花いっぱい運動事業の推進

- 学校が家庭・地域の協力の下、花の植え替え作業などを通して学校の環境を整え、地域のための学校づくりを推進します。

地域人材活用事業の推進

- 家庭・地域の人材を活かして、各教科等の授業が展開されるよう、人材の情報提供、授業改善の指導助言に努めます。

地域あいさつ運動の推進

- さわやかで元気なあいさつができるよう、学校内だけではなく、地域の中で自然とあいさつのできる児童生徒の育成に努めます。

(2) 家庭教育支援体制の充実

～ 現状と課題 ～

児童生徒が基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断など基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーを身に付ける上で家庭教育は重要な役割を担っています。しかし、少子高齢化、核家族化や都市化が進み、社会環境や生活様式が大きく変化する中で、育児への悩みや不安が増大するなど、家庭教育力の向上が課題となっています。

このため、これから親になる世代や子育て中の親に対して、親としての力を高めることなど家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

～ 施策の方向性 ～

児童生徒を取り巻く社会環境が著しく変化する中で、児童生徒の健やかな成長を願い、健康で心豊かな家庭づくりを目指すため、家庭教育に関する学習機会を広く設けるなど、家庭の教育力の向上を図るよう社会全体での取組を支援していきます。

～ 主な取組 ～

「子育て学習」の実施

- 「子育て学習」では、埼玉県の「『親の学習』プログラム」を活用し、家庭教育アドバイザーが、子育てに関して家庭教育に必要なことや基本的な生活習慣、日常で気を付けることなどについて講演を行います。

家庭教育学級の実施

- 保護者が家庭教育に関する学習や交流を積極的に推進し、その成果を家庭や地域社会に還元することを目的に、市内の小・中学校のPTA等に委託して家庭教育学級を実施します。

【家庭教育学級】



8 生涯学習とスポーツの振興

(1) 生涯を通じた多様な学習活動の振興

～ 現状と課題 ～

近年、少子高齢化が進み、パソコンやスマートフォンの普及に伴う情報化社会の進展など著しい環境の変化に伴い、生涯学習活動に自ら取り組む人々が求める学習目的や学習内容は、ますます多様化、高度化しています。

子どもから高齢者まで、生涯にわたり自ら進んで学習できる機会の提供や学習情報の拡充、市民が主体となった生涯学習活動の推進や市民一人一人が生き生きと生活できる地域社会の実現に向けて、より一層の振興を図ります。

～ 施策の方向性 ～

- 生涯学習の推進体制の整備を推進します。
- 学習機会の提供を行います。
- 図書館の利用促進を図ります。
- 子どもの読書活動推進を図ります。
- 生涯学習施設の管理・運営を行います。

～ 主な取組 ～

生涯学習推進体制の整備

- 生涯学習の推進が図れるよう、生涯学習推進実行委員会の活動を支援し、体制の整備を図ります。

学習機会の提供

- 多様化・高度化するニーズに対応する学習機会が提供できるよう、大学等、他の教育機関と連携する取組を推進します。

図書館の利用促進

- 図書館と小・中学校の図書室との連携に取り組みます。
- 図書館と公民館図書室との連携に取り組みます。
- 幼少期から読書に親しんでもらうため、小学校1年生全員に本をプレゼントする「セカンドブック事業」を実施します。
- 電子図書館のサービスの拡大・資料の充実を図ります。

子どもの読書活動の推進

- 「こども読書活動推進計画」により学校や福祉関係の部署と連携しながら、子どもの読書活動に関する取組を推進します。



【夏の特別お話し会】

生涯学習施設の管理・運営

- 老朽化した公民館・生涯学習センターの安定的な管理に取り組みます。
- 地域のニーズに応じた学習提供や交流促進を図ります。

(2) 文化芸術の振興と伝統文化の継承

～ 現状と課題 ～

文化芸術は、人々の創造性を育み、感動や安らぎを与え、心豊かな生活をもたらします。生活の多様化、国際化などにより、身近で多くの文化芸術にふれる機会が増えることが望まれています。

また、地域の文化財や伝統芸能は、その地域の歴史や文化を知る上で大変重要なものであり、それらを積極的に保護、継承するため、文化財の記録保存、保存修復や伝統芸能の後継者を育成する必要があります。

～ 施策の方向性 ～

- 文化芸術にふれる機会の充実を図ります。
- 文化財や伝統文化を継承し、市民に広く周知します。

～ 主な取組 ～

文化芸術の振興

- 多くの市民が多様な文化芸術にふれることにより、心の豊かさや生きがいを実感できるまちづくりを目指します。

文化財や伝統文化の保護・継承

- 文化財の展示や伝統芸能の活動を通して、伝統文化の重要性を周知します。また、公共施設への展示や講座による解説などを行いながら、文化財の有効活用を図ります。

(3) 地域スポーツの振興

～ 現状と課題 ～

本市では地域全体のスポーツ振興を目的に、安全・安心にスポーツができる環境整備とスポーツ施設の効率的な運営に取り組んでいます。誰もが・いつでも・どこでも行うことができるスポーツ・レクリエーション活動の習慣化や生活習慣病予防、地域全体の健康づくりを目的としたスポーツ環境の整備・充実に取り組んでいます。

現在、多様化・高度化する市民のニーズに応えるために、指導者の養成・活用を図ることが求められていますが、地域のスポーツリーダーとなるべきコンサルタントが少ない状況です。各スポーツ団体の指導者の養成、サポーターの養成を積極的に推進していく必要があります。

～ 施策の方向性 ～

- 本市の地域におけるスポーツ活動の推進、及び指導者の養成・活用に努めます。
- 市民ニーズに合ったスポーツ・レクリエーション大会・教室の充実を図ります。
- 地域に根ざした総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行います。
- スポーツ推進委員の有効活用を図ります。
- スポーツ施設の整備と有効活用を図ります。

～ 主な取組 ～

地域スポーツの推進事業

- スポーツ推進審議会やスポーツ団体の会議を開催し、本市の地域スポーツ・レクリエーションの推進について協議するなかで課題等を明確化するとともに、その課題に向けた取組を行います。
- 各スポーツ・レクリエーション事業の終了時に、参加者にスポーツに関するアンケートを実施し、市民ニーズを反映する事業を展開します。

総合型地域スポーツクラブの育成・支援事業

- 県の広域スポーツセンターと連携を図りながら、地域住民が主体となった「総合型地域スポーツクラブ」の育成・支援に努めます。また、国や県が示す地域移行の方向性を踏まえ、中学生の地域クラブ活動を支援できる団体の設立を目指します。（現在2クラブ設立）

スポーツ指導者の養成・活用

- スポーツ少年団の指導者養成講習会への参加を促し、有資格者の増加に努めます。また、地域スポーツリーダーの養成についても推進します。

ニュースポーツ、パラスポーツの普及促進

- 年齢や体力にかかわらず誰もが楽しめるニュースポーツやパラスポーツの用具を体育施設に整備し、出前講座等により普及促進に努めます。

スポーツ推進委員の活用

- 地域住民のスポーツ振興を職務とするスポーツ推進委員の資質の向上を図るため、スポーツ指導者研修会への派遣や独自の研修会を開催し、各種大会・教室等の指導者・講師として活用します。

スポーツ施設の整備と有効活用

- 指定管理者と連携し、利用者が安全・安心にスポーツを楽しめる環境整備と、効率的な施設管理の両立を図ります。
- 学校体育施設を地域のスポーツ団体やレクリエーション団体に開放し、市民のスポーツ振興を図ります。

パンジーマラソン開催事業

- 毎年3月の第1週の土曜日に開催されるパンジーマラソンは、市民をはじめ、マラソン愛好者に走る機会を設けることにより、体力の保持と健康増進を図り、

生きがいに大きく寄与することを目的としています。特に、土曜日開催は、翌日曜日に休養できるメリットがあるほか、田園地帯の平坦なコースは自己記録更新が狙えるなど、市内外の多くのランナーに本市のPRができるような大会を目指します。



【パンジーマラソン】

スポーツフェスティバル開催事業

- 子どもから高齢者まで幅広い世代が、ニュースポーツやパラスポーツ等のレクリエーション要素を取り入れた様々なスポーツを楽しく体験できる機会を提供し、生涯スポーツの推進を図ります。



【スポーツフェスティバル】

IV 計画の推進に向けた体制

この計画の推進にあたっては、鴻巣市教育委員会だけでなく、鴻巣市総合教育会議、市長部局、関係機関、自治会など各種団体、各学校との連携を図り、全市的に取り組んでまいります。

V 進捗状況の点検及び計画の見直し

第4期鴻巣市教育振興基本計画は、本市が今後5年間に取り組むべき具体的方策について示すものでありますが、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき課題も日々刻々と変化しております。こうした状況に対応するために、特段の事由がある場合には、鴻巣市総合振興計画と整合性を図りながら、計画期間の途中に見直しを行い、その一部を改訂することもあります。

〈第4期鴻巣市教育振興基本計画〉基本事業の成果指標

施策1 確かな学力の育成

指標名	指標の定義と最新値	目標値
「埼玉県学力・学習状況調査」 (国語・算数)の伸びた児童 の割合 (小学校)	全小学校の小4, 5, 6の国語、算数で伸びた児童の割合 <u>58.4%〈令和6年度〉</u>	75%
「埼玉県学力・学習状況調査」 (国語・数学・英語)の伸び た生徒の割合 (中学校)	全中学校の中1, 2, 3の国語、数学、中2, 3 の英語で伸びた生徒の割合 <u>59.8%〈令和6年度〉</u>	70%
児童生徒がICTを活用して学 びを深めることを指導できる 教員の割合 (学校における教育情報化の実態等に関する調査)	「児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し 合いなどができるように、コンピュータやソフトウ ェアなどを活用することを指導する」に対し「で きる」「ややできる」と回答した教員の割合 <u>78.4%〈令和5年度〉</u> ※ 令和6年度の割合は、令和7年度の国の公表をもって確定値と なる。	100%

施策2 豊かな心の育成

指標名	指標の定義と最新値	目標値
「埼玉県学力・学習状況調査」 における「豊かな心」に係る 指標	「相手の気持ちを考え、やさしい言葉遣いができ ている」と回答した児童生徒の割合 <u>小 86.2% 中 92.0%〈令和6年度〉</u>	小 89% 中 93%
「道徳教育の充実」に係る 指標 (市独自調査)	「特別の教科道徳を要として、道徳教育の充実を 図ることができた」と回答した学校の割合 <u>〈新規〉</u>	100%
いじめの解消率 (第1・2回生徒指導調査)	前年度認知したいじめのうち、解消した割合 <u>小(第1回) 82.1%(第2回) %</u> <u>中(第1回) 96.3%(第2回) %</u> <u>〈令和6年度〉</u> ※ 第2回生徒指導調査結果は年度末に県からの公表をもって確定 値となる。	小 100% 中 100%

施策3 健やかな体の育成

指標名	指標の定義と最新値	目標値
新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク（A・B・C）の児童生徒の割合	新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク（A・B・C）の児童生徒の割合 小 77.4% 中 79.7% <令和6年度>	小 85% 中 84%
「健康な生活」に係る指標 (市独自調査)	「朝食を食べている」と回答した児童生徒の割合 96.5% <令和6年度>	98%
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における「運動好き」の割合	「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合 小5 88.3% 中2 83.2% <令和6年度>	小学5年 93% 中学2年 85%

施策4 自立する力の育成

指標名	指標の定義と最新値	目標値
「埼玉県学力・学習状況調査」における「自立する力」に係る指標	「勉強するときは、自分で決めた計画に沿って行っている」と回答した児童生徒の割合 小 56.6% 中 56.8% <令和6年度>	小 60% 中 58%
「埼玉県学力・学習状況調査」における「自立する力」に係る指標	「将来の夢や目標をもっている」と回答した児童生徒の割合 小 84.0% 中 71.9% <令和6年度>	小 90% 中 79%

施策5 多様なニーズに対応した教育の推進

指標名	指標の定義と最新値	目標値
特別支援学級の設置率 (市内設置状況より算出)	市内小・中学校で特別支援学級を設置している学校の割合 <u>92.0% (23校/25校) <令和6年度></u>	100%
不登校児童生徒の割合 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)	1年度内に30日以上欠席した不登校児童生徒(病気や経済的理由による者を除く)の割合 <u>小 1.14% 中 5.85% <令和5年度></u> ※ 令和6年度の割合は、令和7年度の国の公表をもって確定値となる。	小 0.50% 中 3.96%

施策6 質の高い学校教育の推進

指標名	指標の定義と最新値	目標値
「埼玉県学力・学習状況調査」における「学校生活」に係る指標	「(前年度の)学級での生活は楽しかった」「どちらかといえば楽しかった」と回答した児童生徒の割合 <u>小 93.6% 中 94.7% <令和6年度></u>	小 96% 中 96%
「学習に対する意欲」に係る指標 (市独自調査)	「勉強が好き」「勉強は役に立つ」と回答した児童生徒の割合 <u>小 80.1% 中 67.9% <令和6年度></u>	小 91% 中 77%

施策7 学校・家庭・地域の教育力の向上

指標名	指標の定義と最新値	目標値
「埼玉県学力・学習状況調査」における「学校・家庭・地域」に係る指標	(前年度について)「保護者や地域の人々の学校を支援する活動は、学校の教育水準の向上に効果があった」と回答した学校の割合 <u>小 100% 中 87.5% <令和6年度></u>	小 100% 中 100%

施策8 生涯学習とスポーツの振興

指標名	指標の定義と最新値	目標値
生涯学習機会に関する満足度 (第6次鴻巣市総合振興基本計画)	生涯学習の講座数やテーマ・内容に満足している市民の割合 <u>83.6% <令和5年度></u> ※ 令和6年度の割合は、令和7年度の公表をもって確定値となる。	79.8%
芸術・文化に親しんでいる市民の割合 (第6次鴻巣市総合振興基本計画)	芸術文化や伝統文化に親しむ機会があった市民の割合 <u>61.4% <令和5年度></u> ※ 令和6年度の割合は、令和7年度の公表をもって確定値となる。	62.9%
スポーツイベント・教室への参加者数 (第6次鴻巣市総合振興基本計画)	スポーツイベント・教室への参加者総数 <u>20,825人 <令和5年度></u> ※ 令和6年度の割合は、令和7年度の公表をもって確定値となる。	27,000人

